

高松市社会福祉法人等の施設整備に係る建設工事手続要領

(適用事業)

第1条 この要領は、社会福祉法人等（以下「法人」という。）が国及び地方公共団体の補助対象事業若しくは交付金対象事業又は民間公益補助・助成事業（以下これらを「補助事業等」という。）として施行する施設建設工事等（以下「工事等」という。）の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定款等の遵守)

第2条 工事等は、法人の定款及び経理規程の規定に従って行わなければならない。

(公共工事に準じた契約手続)

第3条 工事等は、原則として一般競争入札により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当するときは、指名競争入札によることができる。

(1) 契約の性質又は目的が一般競争入札に適さないとき。

(2) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき。

(3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

3 法人の代表者（以下「代表者」という。）は、指名競争に付する場合は、その理由を明らかにするとともに、工事等の種類及び設計金額に応じて、別表第1に規定する数以上の業者を指名するものとする。

4 最低制限価格は、工事等の履行を確保するため、代表者が特に必要があると認める場合に設けることができるものとする。

5 代表者は、最低制限価格を設けようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(報告及び助言)

第4条 代表者は、一般競争入札又は指名競争入札を行おうとする場合は、あらかじめ、別表第2に準じて入札参加資格要件を設定し、市長に提出しなければならない。

2 代表者は、前項の入札参加資格要件に不適切な点がないか市長の助言を受

けなければならない。

- 3 代表者は、前項の助言を踏まえ、競争入札参加者届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
- 4 代表者は、競争入札参加者届出書に記載した業者の工事实績等に不適切な点がないか市長の助言を受けなければならない。
- 5 代表者は、前項の助言を踏まえ、一般競争入札に参加申込みをした業者に対し、入札参加資格確認通知書（様式第2号）により資格確認の通知をするものとする。
- 6 代表者は、指名競争に付そうとする場合は、第4項の助言を受けた後、入札参加業者を決定し、指名競争入札執行通知書（様式第3号）により当該業者にその旨を通知するものとする。
- 7 第5項の資格確認の通知及び前項の指名業者に対する通知には、必要な注意事項を記載するとともに、別に定める入札心得に準じて作成した入札心得を添付するものとする。

（入札の実効を確保するための留意事項）

第5条 社会福祉法人の入札には、監事及び複数の理事（理事長を除く。）並びに評議員（これらの者には、理事長の6親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の規定による「特殊の関係にある者」を含まないものとする。）に立会させなければならない。

- 2 その他の法人の入札には、市長及び代表者が協議し、決定した者を立会させなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
- 3 代表者は、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに、当該入札の結果及び予定価格について、入札状況調書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。
- 4 代表者は、前項の入札の結果及び予定価格を当該法人の事務所において一般の閲覧に供するものとする。
- 5 市長は、第3項の規定により届出のあった入札の結果及び予定価格を一般の閲覧に供するものとする。

（契約に当たっての留意事項）

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、契約に当たっての留意事項

は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札の公告については、その実効性の確保に努めること。
- (2) 工事等に係る契約を締結したときは、その写しを市長に提出すること。
- (3) 工事等の一部を下請け業者が行う場合には、当該下請け業者の商号、名称その他必要事項を確認すること。
- (4) 工事等に係る契約において、一括下請負契約は妥当ではなく、補助の対象とされないことに留意すること。

(現地調査の立会及び施工体制台帳等の写しの提出)

第7条 代表者は、市長が行う工事中間及び完了時点における現地調査に当該工事等の監理者及び請負業者を立会させなければならない。

- 2 代表者は、前項に規定する現地調査を受けるに当たっては、あらかじめ、当該現地調査に係る工事等の請負業者から徴した建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7第1項に規定する施工体制台帳の写し及び同条第4項に規定する施工体系図の写しを市長に提出するものとする。

(工事請負金額等に関する確認書の提出)

第8条 代表者は、高松市社会福祉施設等施設整備費等補助金等実績報告書及び高松市社会福祉施設等施設整備等補助金等の年度終了実績報告書の提出に際しては、当該工事等の請負業者から徴した工事請負金額等に関する確認書（様式第5号）を添付するものとする。

(その他書類の提出)

第9条 代表者は市長から求めがあった場合、必要な書類を提出するものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

区分 設計 金額 建設工事 等の種類	選 定 業 者 数 (人)						
	1 億 円以上	7, 000 万 円以上 1 億 円未満	5, 000 万 円以上 7, 000 万 円未満	3, 000 万 円以上 5, 000 万 円未満	1, 500 万 円以上 3, 000 万 円未満	700 万 円以上 1, 500 万 円未満	700 万 円未満
土木一式工事	1 5 以上	1 2 以上		1 0 以上	8 以上		5 以上
建築一式工事	1 5 以上	1 2 以上	1 0 以上		8 以上	5 以上	
電 気 工 事 ・ 管 工 事	1 2 以上	1 0 以上		8 以上		5 以上	
鋼 構 造 物 工 事	1 2 以上	8 以上			5 以上		
舗装工事・そ の他専門工事	8 以上				5 以上		
建設工事に係 る 委 託 業 務	7 以上						5 以上

別表第 2（第 4 条関係）

入札参加資格要件（例示）

- 1 高松市の入札参加資格者名簿に登録されている者とする。
- 2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条第 1 項の規定に該当しない者である。）
- 3 高松市指名停止等措置要綱（平成 24 年高松市告示第 403 号）による指名停止期間中の者でないこと。
- 4 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申立て（同法附則第 3 条に規定する申立てを含む。）又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立てがなされている者でないこと。
- 5 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条に規定する申立てを含む。）がなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者であっても、決定を受けた後に、高松市の入札参加資格審査を受け、かつ、更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てがなされている者でないとみなす。
- 6 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 7 市内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所としての本店、支店又は営業所を有すること。
- 8 当該工事に対応する工事の経験を有する主任技術者等を当該工事に配置できること。
- 9 建設業法に基づく経営事項審査を毎年受けている者（この経営事項審査の結果通知書は、工事請負契約を締結する日前 1 年 7 か月以内の日を審査基準日とするものを有効とする。）であること。
- 10 法人の役員若しくはこれらの者の親族（6 親等以内の血族、配偶者及び 3 親等以内の姻族）が役員に就いている業者など、法人の役員と特別の利害関係を有する業者でない者であること。
- 11 入札参加有資格者が入札までに上記入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

所在地

法人名

代表者

印

競 争 入 札 参 加 者 届 出 書

次の施設整備事業（ 年 月 日付け採択）について、一般競争入札等への参加申込業者（指名予定業者）名簿を作成したので届け出ます。

工 事 名	〇〇〇施設建設工事		
入札予定日時	年 月 日 時		
指名業者の商号又は名称	代 表 者	所 在 地	備 考

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名 様

法人名

代表者 ㊟

入 札 参 加 資 格 確 認 通 知 書

先に申請のあった建設工事に係る入札参加資格について、次のとおり確認したので、通知します。

入 札 公 告	年 月 日
工 事 名	〇〇建設工事
入札参加資格の有無	有 ・ 無
入札参加資格がない と認めた理由	

備考

- 1 入札参加資格があると通知された方又はその代理人が入札及び開札に参加する場合は、本通知の写しを持参してください。
- 2 参加資格がないと通知された方は、当法人に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。この説明を求める場合は、平成〇〇 年〇〇月〇〇日までに、申請書の提出先へその旨を記載した書面を持参により提出してください。

※ 入札参加資格があると認める者に対する通知には、入札心得を添付すること。

様式第 3 号（第 4 条関係）

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名 様

法人名

代表者 ㊟

指 名 競 争 入 札 執 行 通 知 書

次により指名競争入札を行いますから希望があれば下記事項を承知の上参加してください。

入札に付する 事 項	工 事 名	
	工 事 の 場 所	
	工 期	
設 計 書 ・ 仕 様 書 等 の 閲 覧 等 及 び 入 札 等 に 関 する 照 会 先		
現 場 説 明 場 所		
現 場 説 明 日 時		
入 札 場 所		
入 札 日 時		
入 札 保 証 金		
契 約 保 証 金		
前 金 払		
部 分 払		
備 考		

備 考

- 1 入札に当たっては、上記事項の他、別添「入札心得」に記載する事項を条件とする。
- 2 法人が別に入札参加資格を定めたときは、その旨を別紙として添付すること。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

法人名

代表者

印

入 札 状 況 調 書

年 月 日に執行した〇〇施設整備事業に係る入札の結果及び予定価格について、次のとおり届け出ます。

入 札 日	年 月 日 入 札					
入 札 執 行 場 所						
工 事 名 (業 務 名)						
工 事 場 所 (業 務 の 対 象 と な る 場 所)						
予 定 価 格						
指名業者			第一回	第二回	第三回	落札者
商号 又は 名 称	代表者	所 在 地	入札金額	入札金額	入札金額	

備考

- 1 立会人全員の署名をした別紙を添付のこと。
- 2 「落札者」欄に○印を付すこと。
- 3 失格者が出た場合は、「失格」と次回の入札金額の欄に記入のこと。

(別紙)

入札事項 ○○施設建設工事に係る入札

入札日時 年 月 日 自 時 分 至 時 分

入札執行場所

上記入札は、当法人の定款、経理規程等に基づいて適正に執行されたことを確認する。

入札執行立会人

職 氏名

職 氏名

職 氏名

職 氏名

年 月 日

（宛先）高松市長

所在地

会社名

代表者



工事請負金額等に関する確認書

工事請負金額等について、次のとおり確認します。

本確認書提出 時点における 工事請負金額	
補助事業名	
工事名 (業務名)	
工事場所	
着工日	
竣工日	

競争入札参加者の入札心得（準則）

（入札保証金の納付）

第1条 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札前に入札保証金を当法人が指定する方法により納めなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札保証金の額は、その者の見積りに係る契約しようとする金額の100分の5以上の額とする。

3 入札保証金には利子を付さない。

4 入札保証金の納付は、国債、地方債その他当法人が確実と認める担保の提供をもって代えることができる。

（入札保証金の減免）

第2条 当法人の代表者（以下「代表者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、入札保証金の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

（1） 入札者が、保険会社との間に、当法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

（2） 競争入札に付する場合において、当法人が別に定める資格を有する者で、国（国の公社及び公団を含む。）若しくは地方公共団体又は当法人が適当と認める法人等（以下「国等」という。）と過去に当該入札の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、当該締結した契約のすべてを誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（入札の方法）

第3条 入札者は、指定の日時及び場所を厳守して出席し、入札保証金に係る領収書等を提示した上で入札書（様式第1号）を提出するとともに、次に掲げる基準に従わなければならない。

（1） 入札回数は、原則として2回までとする。

（2） 入札は、入札者1人につき1通とし、入札者を他の入札者の代理人とすることはできない。

- (3) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。
 - (4) 入札書は、黒又は青のペン又はボールペンで記入し、記名押印すること。
 - (5) 入札書は、「何工事入札書」と表示した封筒に入れて提出すること。
 - (6) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。
 - (7) 入札金額は、原則として、1,000円未満の端数は認めない。
- 2 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはならない。
- 3 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 4 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を開示してはならない。
- 5 代表者は、入札に際し、不正又は妨害の行為があると認められる者の入札を拒否することができる。

（入札金額の記載要領）

第4条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、次の要領で金額を記載しなければならない。

- (1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の金額欄には、アラビア数字を用い頭数字の前に¥の字を記載すること。
- (3) 記載事項を訂正するときは、誤字に2重線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記して押印すること。ただし、金額の訂正は認められない。

（入札の辞退）

第5条 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札者は、入札を辞退しようとするときは、次に掲げるところにより、その旨を申し出なければならない。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第2号）を当法人の契約担当者に直接提出し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合にあっては、当該入札日の前日までに到達したものに限るものとする。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、当該入札を執行する者に直接提出すること。

（開札及び再度入札）

第6条 開札は、入札の場所において入札の終了後直ちに入札者を立ち合わせて行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない当法人の職員を立ち合わせるものとする。

2 初度の入札に付して、落札者がいない場合は、直ちに、再度の入札を行う。ただし、最低制限価格を設けた工事については、当該最低制限価格未満で入札をした者は、再度の入札に参加できない。

（入札の無効）

第7条 競争入札に参加することのできる資格を有しない者のした入札又は次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 当法人の定める入札条件に違反したもの

(2) 入札者又はその代理人が同一工事について2以上の入札をしたもの

(3) 入札者が共謀結託して入札したと認められるもの

(4) 入札に際して不正の行為があったもの

(5) 入札保証金を納付すべき場合に納付がない場合又は不足するもの

(6) 入札書の金額を訂正したもの

(7) 入札書に記名押印のない場合又は誤字、脱字等があつて必要事項を確認しがたい場合

(8) 積算内訳書が添付されていないもの、積算内訳書と入札書との金額とが一致しないもの又は積算内訳書において1,000円以上の端数処理及び調整額等の値引きをしているもの（第12条第1項の規定により積算内訳書を入札書に添付しなければならない場合に限る。）

（失格）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

(1) 再度の入札をする場合において、初回の開札の結果発表した最低入札金額以上の金額で入札をした者。

(2) 最低制限価格を設けた場合において、開札の結果最低制限価格に満たない金額で入札をした者

(入札又は開札の取消し又は延期)

第9条 代表者は、天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により、明らかに競争入札の実効がないと認められる場合には、入札又は開札を取り消し、又は延期することができる。

2 代表者は、前項の規定により入札又は開札の取消し又は延期をしたときは、直ちに入札者に通知するものとする。

3 第1項の規定による入札又は開札の取消し又は延期による入札者の損害は、当該損害を受けた入札者の負担とする。

(落札者の決定)

第10条 代表者は、入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 代表者は、落札となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

3 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

4 代表者は、落札者が決定したときは、直ちに、その旨を書面又は口頭により落札者に通知しなければならない。

(最低価格以外の者を落札者とするができる場合)

第11条 代表者は、前条第1項の規定にかかわらず、最低の価格をもって入札した者であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、その者を落札者とせず、その他の者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とするができる。

(1) その者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の

内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき。

- (2) その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認めるとき。

(積算内訳書の提出)

第 12 条 入札参加業者は、当該入札に係る積算内訳書の提出を代表者から求められたときは、積算内訳書を入札書に添付して、提出しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、入札参加業者は、当該入札に係る積算内訳書の提出を代表者から求められたときは、指定日時までにこれを提出しなければならない。

(入札保証金の返還等)

第 13 条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定した後に、落札者に対しては契約締結後に返還する。ただし、落札者の入札保証金については、契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

(入札保証金の帰属)

第 14 条 落札者が指定の期日までに契約を締結しないときは、当該契約に係る入札保証金は、当法人に帰属する。

(異議申立て)

第 15 条 入札者は入札後においては、この心得その他の条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることができない。

(契約保証金の納付)

第 16 条 落札者は、契約を締結する前に、契約保証金を当法人が指定する方法により納めなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

- 2 契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。
- 3 代表者は、契約金額に増減があった場合は、その増減の割合にしたがって契約保証金を増減することができる。
- 4 契約保証金には利子を付さないものとする。
- 5 契約保証金の納付は、国債、地方債その他当法人が確実と認める担保の提供をもって代えることができる。

(契約保証金の減免)

第 17 条 代表者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を減免することができる。

(1) 契約の相手方が、保険会社との間に当法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方が、次の各号に掲げる条件を備えた連帯保証人を立てたとき。

ア 遅延利息、違約金その他の損害金を支払う資力を有すること。

イ 工事又は給付を完了し履行を保証する資格及び能力を有すること。

(3) 指名競争入札又は随意契約により契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(契約を締結しない場合)

第 18 条 契約締結までに入札参加資格要件を満たさない事由が発生した場合は契約を締結しないことがある。

様式第 1 号（第 3 条関係）

入 札 書

年 月 日

〇〇法人

代表者 様

入札者 住 所

名称又は商号

代 表 者 名 ㊟

貴法人の〇〇建設工事に係る設計書、仕様書、設計図書その他入札条項等を
承知の上、次のとおり入札します。

		億	千	百	十	万	千	百	十	円
入札金額										

工 事 名

工事場所

備考

- 1 入札金額は、アラビア数字をもって黒又は青のペン又はボールペンで消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を記入するとともに頭書に㍈の記号を付記すること。
- 2 入札金額を訂正しないこと。
- 3 委任状による代理人が入札をする場合は、上記入札者の表示は次のとおりとすること。

住 所 〇〇市〇〇町〇〇

名称又は商号 〇〇株式会社〇〇支店

代 表 者 名 支店長 〇〇 〇〇

代 理 人 名 〇〇 〇〇 印

様式第 2 号（第 5 条関係）

入 札 辞 退 届

年 月 日

〇〇法人

代表者 様

会社所在地

会 社 名

代 表 者 名

㊞

工事名

この度、上記工事の指名を受けましたが、都合により入札を辞退いたします。